

# 松阪市指定管理者審査選定委員会における審査結果の報告について

指定管理者の候補者について審査を行った結果、次のとおり選定を行った。  
指定管理者は議会の承認を得た後に正式決定となる。

## 1. 対象施設等

施設名称 松阪市民病院  
指定予定期間 令和8年4月1日から令和18年3月31日まで（10年間）

## 2. 審査選定過程

松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に基づく公募によらない指定管理者の候補者を同4条に基づき、5名の審査選定委員による審査を実施した。

## 3. 審査選定委員会の開催日

第1回審査選定委員会 令和6年8月8日（木） 申請要項、仕様書、審査選定基準等の審議  
第2回審査選定委員会 令和6年12月5日（木） 申請者のプレゼンテーションと審査選定

## 4. 審査選定の方法

審査対象施設は、非公募であることから採点制によらず、選定評価表の評価項目（評価の視点）ごとに可否を判断したうえで、全体として指定管理者としてふさわしいかを審査した。

## 5. 審査選定結果

指定管理者の候補者 社会福祉法人恩賜財団済生会支部三重県済生会

各評価項目についての各委員の評価は、「良い」または「指定管理者として普通（問題ない）のレベルである」との評価であり、「指定管理者として問題がある（不相当）」との評価は無かった。

社会福祉法人恩賜財団済生会支部三重県済生会は、施設目的に合致した団体であり、適切な管理運営が期待できるものとして、指定管理者の候補者とすることは適当であると判断した。

### ※審査選定委員会におけるその他意見等

- (1) 地域の状況、必要とされている役割につき良く理解し、それに対する対応方針が明確であり、提言内容は適切なものとする。
- (2) 地域医療構想を進める中で、地区内で新病院建設が行われること自体が最大のチャンスであり、申請者である社会福祉法人恩賜財団済生会支部三重県済生会は、申請内容からも適していると判断する。
- (3) 段階的な指定管理が示され、市民病院との機能分担が分かりやすく説明されており、実現性が高いと評価した。指定管理移行にあたっては、手続きが多岐にわたり、令和8年4月1日

新体制に支障をきたさないよう市と管理団体が協力してあたられたい。

- (4) 医療人材の流出を防ぎ、人材確保にも熱心にあたられている。医療関係者が異動により病院毎に対応が違ったり混乱しないように配慮されたい。
- (5) 医薬品、診療材料等において、スケールメリットを活かし、効率的な運営が図られることを期待する。
- (6) 地域の医療、福祉関係機関とよく連携し、地域の医療・福祉、また住民の生活を支えていただきたい。

## 6. 審査選定委員

	所属団体 ・ 役職名	氏 名
委員 長	高田短期大学 非常勤講師	中畑 裕之
副委員長	東海税理士会松阪支部 税理士	岩尾 絹恵
委 員	三重大学医学部附属病院 病院長	池田 智明
	松阪地区医師会 会長	平岡 直人
	松阪市 副市長	近田 雄一